

聖籠町告示第96号

聖籠町生涯活躍のまち構想研究会設置要綱を次のように定める。

平成27年12月25日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町生涯活躍のまち構想研究会設置要綱

(設置)

第1条 聖籠町における「生涯活躍のまち」構想（地方創生担当大臣の下に、内閣府が設置した日本版 CCRC 構想有識者会議の中で検討されている構想をいう。）の実現可能性を調査・検討するため、聖籠町生涯活躍のまち構想研究会（以下「研究会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 研究会は、全国の市町村の事例その他の参考資料を収集・分析しつつ、聖籠町の地域特性や将来展望を踏まえ、総合的な観点から「生涯活躍のまち」構想実現に向けた課題を調査・検討し、その結果を町長に報告する。

(組織)

第3条 研究会は、12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 大学等高等教育機関の関係者
- (2) 産業界の関係者
- (3) 医療機関の関係者
- (4) 金融機関の関係者
- (5) 一般町民
- (6) その他「生涯活躍のまち」構想の検討に必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び代理者)

第5条 研究会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、研究会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 研究会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。